平成２１年（フ）第１５５号
兵庫県多可郡多可町八千代区大屋274番地
債務者　岩田　安子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第９８号
香川県観音寺市観音寺町甲2936番地２
債務者　秋山　宗靖
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第９９号
香川県観音寺市観音寺町甲2936番地２
債務者　秋山　宗洋
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第１４１号
福岡県大牟田市大字歴木721番地７
債務者　岩見　貞子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１４５号
福岡県大牟田市小浜町95番地　サンコーポラス小浜２棟205号
債務者　津波古　進
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第３３３号
佐賀県鳥栖市宿町1162番地７
債務者　高橋　　強
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬2234番地２、申立時の住所佐賀県佐賀市大財北町４番2404号
債務者　神宮　翔太
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７８号
佐賀県佐賀市光２丁目８番1242号
債務者　野田　由夏（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
佐賀県小城市小城町44番地１
債務者　馬場　貞明
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
長崎県長崎市香焼町414番地　Ｋ５―404
債務者　犬塚　信子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４７号
長崎県長崎市油木町50番地50　油木台ハイツ103号室
債務者　松本　恵美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５０号
長崎県長崎市横尾２丁目20番15号　Ａ―101
債務者　岩本　清美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８８号
福岡県福岡市東区松島１丁目２番23―605号、旧住所長崎県大村市木場１丁目964番地１リセスヴィラ101号
債務者　村田めぐみ
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８１５号
大分市中鶴崎２丁目３番22号　ウインズ101―103号室、住民票上の住所大分市南鶴崎２丁目２番８号　糸永ビル
債務者　中村由加利
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７４０号
岐阜県羽島郡笠松町奈良町103番地の３
債務者　小川　公子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７４１号
岐阜県羽島郡笠松町奈良町103番地の３
債務者　小川　茂広
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８０６号
岐阜市前一色２丁目13番５号
債務者　藤田五百子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所